立地適正化計画

届出制度が始まります

本市では、将来の都市像を見据えたまちづくりを進めるため、**「大村市立地適正化計画」**の策定を進めています。計画の公表後は、設定した誘導区域外で、一定規模以上の開発行為や規定の施設の建築などの行為を行う際は、都市再生特別措置法に基づく届出が義務付けられます。

届出が必要になります

居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールするため、立地適正化計画の都市機能誘導区域外での誘導施設や、居住誘導区域外で一定規模以上の住宅の建築などを行う際には、届出が必要になります。（都市再生特別措置法第88条）

この届出により、区域外での開発行為や、誘導施設の建築などの動向を把握し、適正な立地の誘導に努めます。

都市機能誘導区域に対する届出

都市機能誘導区域外の区域で、誘導施設を整備する場合には、事前（行為に着手する30日前まで）に届出が必要になります。

[開発行為]

・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為をしようとする場合

[建築等行為]

・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合

・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合

・建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

居住誘導区域外での建築などの届出

居住誘導区域外の区域で、次の行為をする場合には、事前（行為に着手する30日前まで）に届出が必要になります。

[開発行為]

1 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為

2 1～2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1，000㎡以上のもの

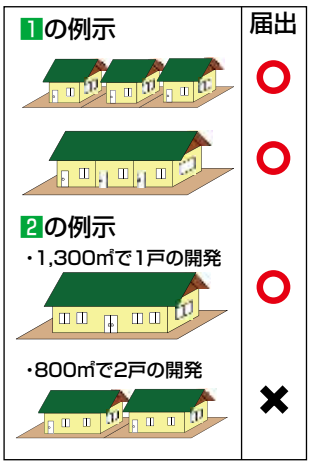

[建築等行為]

3 3戸以上の住宅を新築使用とする場合

4 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

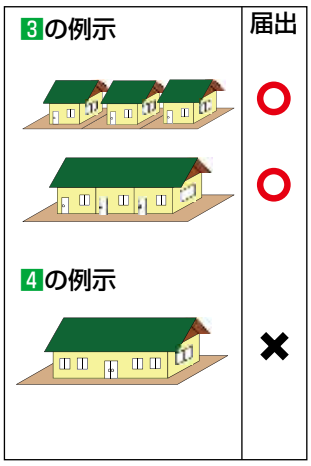

区域の詳細については、都市計画課窓口や市ホームページで確認できます。詳しくは、お問い合わせください。

■都市計画課（内線431）

立地適正化計画ってなに!?

立地適正化計画とは、将来迎える人口減少や高齢化が進む社会においても、快適で持続可能なまちづくりを推進するための計画です。

平成26年に都市再生特別措置法が改正され、少子高齢化・人口減少社会の現状を踏まえ、市町村がコンパクトなまちづくりを推進するための立地適正化計画を策定することができるようになりました。

立地適正化計画では、都市全体の構造を見直すことで、医療・福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、高齢者や子育て世代にとっても安心できる健康で快適な生活環境の実現を目指します。

「大村市立地適正化計画」を3月中に公表します

大村市でも計画を策定し、一定のエリアに人口密度の維持と都市機能の適正な立地を図り、これらのエリア間を公共交通で結ぶ「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指します。

届出対象イメージ図

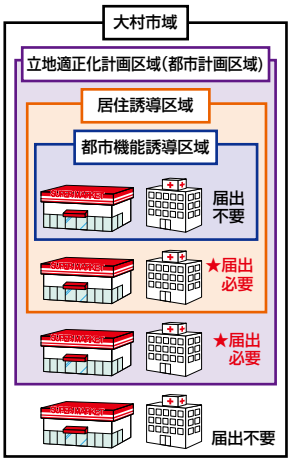
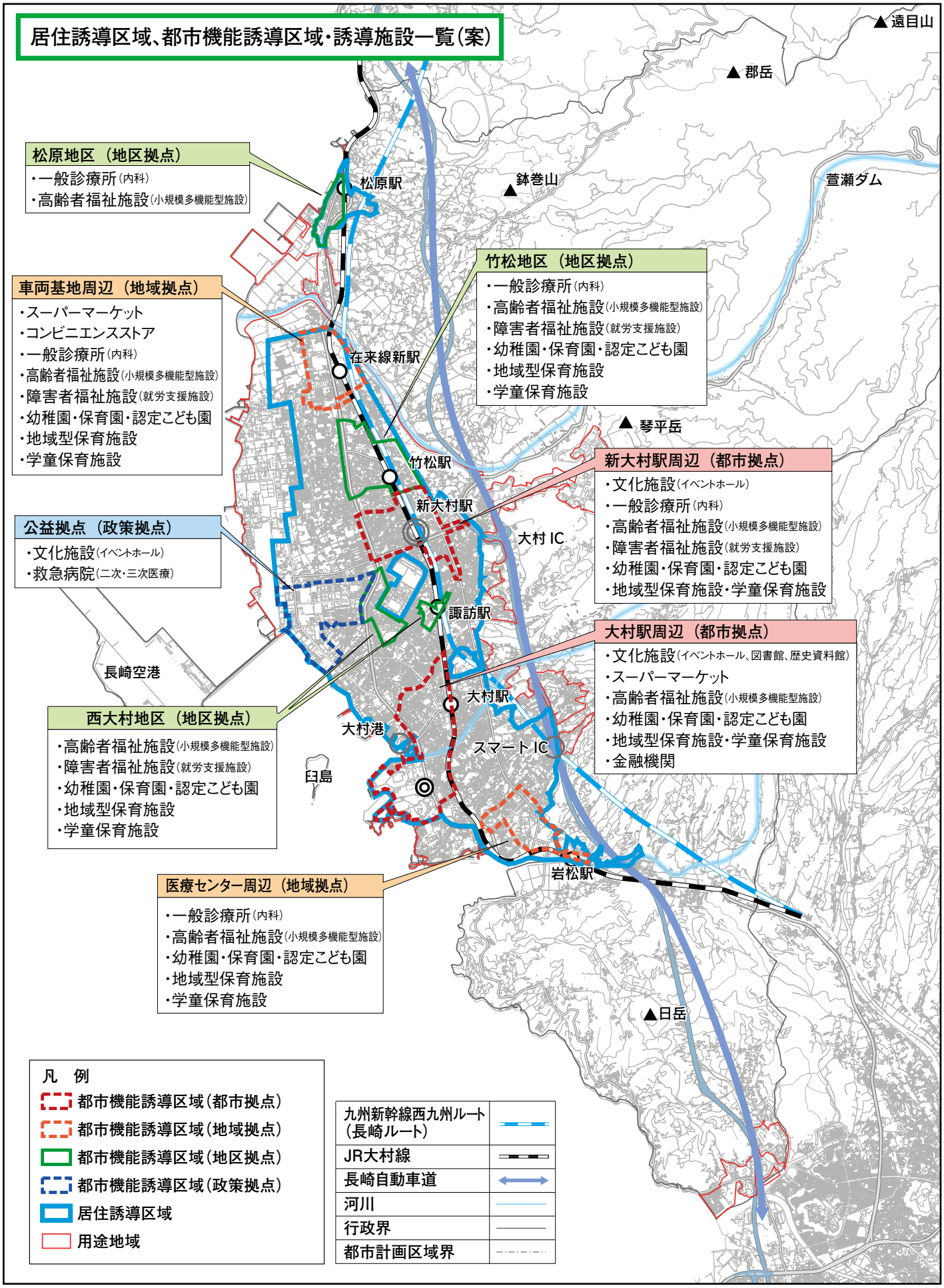
※記載された誘導施設は、立地の状況で変動します。